

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区入谷三丁目9番18号

氏名 株式会社黒姫
代表取締役 唐澤 明彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 2年 9月 1日

許可の有効年月日 令和 7年 8月 31日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、
がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん (以上18種類)

(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び
陶磁器くず、がれき類 (以上7種類)

2 積替え保管施設

施設所在地：東京都足立区入谷三丁目12番24号 積替え保管面積：991.74㎡ 最大保管高さ：1.15m

産業廃棄物の種類	保管量	産業廃棄物の種類	保管量
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	コンテナ1個：1.02㎡	紙くず、木くず、繊維くず	コンテナ1個：1.02㎡
		木くず	コンテナ1個：1.02㎡
		金属くず	ドラム缶1個：0.20㎡
		がれき類	コンテナ1個：1.02㎡
		合計保管量	4.28㎡

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から19時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 2年 9月 1日 新規許可

令和 2年 9月 1日 更新許可 第6回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

